事業ドック パートナー基本契約書（ひな形）

2026年11月版のひな形です。締結の際は、内容を個別にご確認いただいたうえで、電子契約で結びます。

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「パートナー」という）と株式会社ファンネルワークス（以下「当社」という）は、当社が提供する「事業ドック」をパートナーがその顧客に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を結ぶ。

第1条（目的）

本契約は、パートナーが当社の「事業ドック」をパートナーの顧客に提供し、または当社に取り次ぐにあたっての、双方の役割、料金、支払いその他の基本的な条件を定める。

第2条（定義）

1. 「本サービス」とは、当社が提供する「事業ドック」（アクセス解析・検索・SNS・目標の逆算などのダッシュボード、AIによる評価、担当者のコメント、これらに付随する作業）をいい、内容は当社が別に定めるサービス説明による。
2. 「クライアント」とは、パートナーの紹介または再販により本サービスを利用する事業者をいう。
3. 「紹介型」とは、パートナーがクライアントに本サービスを紹介し、当社がクライアントと直接利用契約を結ぶ形をいう。本契約の標準の形とする。
4. 「再販型」とは、パートナーがクライアントと本サービスの利用契約を結び、当社がパートナーに本サービスを提供する形をいう。当社が別に認めたパートナー（代理店・マーケティング会社など）に限る。
5. 「注文書」とは、紹介型でクライアントが当社に提出する、当社所定の注文書をいう。
6. 「再販申込書」とは、再販型でパートナーがクライアントごとに当社に提出する、当社所定の申込書をいう。
7. 「個別契約」とは、注文書または再販申込書によって成立する、クライアントごとの契約をいう。
8. 「直販価格」とは、当社が自社サイトで公開している本サービスの料金をいう。
9. 「利用規約」とは、当社が定める「事業ドック利用規約」をいう。

第3条（個別契約の成立）

1. 紹介型では、クライアントが注文書を当社に提出し、当社が5営業日以内に承諾を通知したときに、当社とクライアントの利用契約が成立する。注文書には紹介元としてパートナーの名称を記載する。
2. 再販型では、パートナーが再販申込書を当社に提出し、当社が5営業日以内に承諾を通知したときに、当社とパートナーの個別契約が成立する。
3. 当社は、理由を示したうえで承諾しないことがある。
4. 個別契約には本契約が適用される。本契約と再販申込書の内容が異なるときは、再販申込書の内容を優先する。

第4条（パートナーの役割）

1. 紹介型では、パートナーは次のことを行う。
    1. 本サービスをクライアントに紹介し、契約の相手方が当社になることを説明すること
    2. クライアントが注文書を記入・提出するのに協力すること
2. 再販型では、パートナーは次のことを行う。
    1. クライアントとの利用契約の締結、料金の請求と回収
    2. クライアントからの問い合わせの一次窓口（本サービスの操作や画面の見方に関する質問は、当社に回してよい）
    3. 本サービスの利用開始までに、クライアントに利用規約への同意を得ること
3. パートナーは、本サービスを紹介・販売するにあたり、次のことを守る。
    1. 本サービスの内容・料金を、当社のサービス説明と違う形で説明しないこと
    2. 売上・集客などの成果を約束しないこと
    3. 当社から報酬を受け取っていることを、紹介文などに分かるように書くこと（不当景品類及び不当表示防止法の、いわゆるステルスマーケティング規制への配慮）

第5条（当社の役割）

当社は、個別契約ごとに次のことを行う。

1. 紹介型では、クライアントとの契約、料金の請求と回収、問い合わせへの対応
2. 本サービスの導入（データの接続、目標の設定など）
3. ダッシュボードの提供、AIによる評価の公開、月1回の担当者コメント
4. 第6条に定める範囲での修正依頼への対応
5. 本サービスの保守・改善

第6条（修正依頼の範囲）

1. 修正依頼は、クライアントがダッシュボードの改善施策ごとの「実施を依頼」で行う。
2. 紹介型では、修正依頼の回数を制限しない。対応の順番と時期は当社が決める。
3. 再販型では、当社が対応する修正依頼は、クライアント1社につき**月1回・1件まで**とする。1件は、依頼された改善施策1つで、作業時間がおおむね30分以内で終わるものをいう。その月に1件を依頼すると、ダッシュボードでは他の施策の「実施を依頼」が使えなくなり、翌月まで待つか、別料金での対応をパートナーに相談するよう案内を表示する。使わなかった回は翌月に繰り越さない。
4. 作業時間が30分を超える依頼は、当社が事前に見積もる。
5. パートナー経由のクライアントについて、ウェブサイトの制作・改修にあたる依頼は、当社は受けず、パートナーに戻す。当社は、ダッシュボードにパートナーの連絡先を表示し、改修が必要と判断した評価をパートナーにも通知する。

第7条（料金）

1. 紹介型では、クライアントは当社に直販価格を支払う。当社はパートナーに、当社がクライアントから受け取った月額料金（税抜）の**20%**を紹介料として支払う。紹介料は、個別契約が続くあいだ毎月発生する。クライアントから入金のない月の分は、入金を確認するまで支払わない。紹介料の対象は事業ドックおよび単品のダッシュボードの月額料金とし、広告運用の料金は含めない。
2. 再販型では、当社がパートナーに請求する料金（以下「卸価格」という）は、直販価格（税抜）の**80%**とする。パートナーがクライアントに請求する料金は、パートナーが自由に決め、当社は拘束しない。
3. 同じクライアントについて、営業代行会社など他の紹介元と報酬が重なるときは、先に注文書または再販申込書に記載された側にのみ支払う。
4. 紹介料の消費税は、次のとおりとする。
    1. パートナーが適格請求書発行事業者である場合：第1項の紹介料に消費税を加えて支払う。
    2. パートナーが適格請求書発行事業者でない場合：第1項の紹介料を、消費税を含む額として支払う（消費税を加えない）。
    3. パートナーが本契約の期間中に登録した、または登録をやめたときは、当社に知らせる。知らせた日の属する月の翌月分から、前2号を切り替える。
5. 卸価格の消費税は別に計算する。
6. 当社は、パートナーから登録料・会費を受け取らない。パートナーは、紹介の件数について義務を負わない。

第8条（支払い）

1. 紹介料は、次の方法で支払う。

1. 当社は毎月、前月にクライアントから入金を確認した分の紹介料をまとめた支払明細（消費税法上の仕入明細書）を作成し、パートナーに送る。
2. パートナーは、受け取ってから7日以内に内容を確認し、誤りがあれば当社に知らせる。期間内に連絡がなければ、確認したものとみなす。
3. 当社は、支払明細を送った月の末日までに、パートナーの指定する口座に振り込む。振込手数料は当社が負担する。
4. パートナーは、本契約の締結時に、適格請求書発行事業者の登録番号（登録していない場合はその旨）を当社に知らせる。紹介料の消費税の扱いは第7条第4項による。

2. 再販型の卸価格は、当社が毎月1日に当月分を請求し、パートナーは当月末日までに当社の指定する口座に振り込む（当月分の前払い）。振込手数料はパートナーが負担する。
3. 支払いが遅れたときは、支払期日の翌日から支払日まで、年14.6%の遅延損害金を支払う。
4. 当社は適格請求書発行事業者として、登録番号を記載した請求書を発行する。

第9条（再販型で支払いが遅れたときの措置）

再販型で、パートナーが卸価格の支払いを遅らせたときは、当社は次の順に措置をとることができる。

1. 支払期日の翌日以降：書面または電子メールで支払いを求める。
2. 支払期日から14日を過ぎたとき：パートナーからの新しい再販申込書の受付を止める。
3. 支払期日から30日を過ぎたとき：パートナーのすべての再販型の個別契約について、本サービスの提供を止める。
4. 前号の停止にあたり、当社は、該当するクライアントに対し、当社との直接契約への切り替えを案内できる（第11条）。

第10条（クライアントの帰属）

1. 注文書に紹介元として記載されたパートナー、または再販申込書を出したパートナーを、そのクライアントの紹介元として扱う。
2. クライアントが注文書に紹介元を記載しなかった場合でも、パートナーの紹介用URL・紹介資料を通じて申し込んだことが確認できるときは、前項と同じに扱う。
3. 同じクライアントについて紹介元が重なるときは、先に記載・確認された側を優先する。
4. 注文書を出す前の段階での事前登録の制度は、必要になった時点で双方で協議して設ける。

第11条（直接契約への切り替え）

次のいずれかにあたるときは、当社は、パートナーのクライアントに当社との直接契約を案内し、クライアントが希望すれば直接契約を結ぶことができる。この場合、第12条は適用しない。

1. 第9条第3号により再販型の本サービスの提供を止めたとき
2. パートナーについて、第24条第2項に定める事由が生じたとき
3. 本契約が終了したとき（終了後もクライアントが本サービスの継続を望む場合）

第12条（お互いのクライアントを取らないこと）

1. 当社は、パートナーのクライアントに対し、ウェブサイトの制作・改修の営業をしない。また、パートナーを通さずに本サービスの契約を勧めない。
2. パートナーは、本サービスを通じて知った当社の取引先に対し、当社の同意なく、本サービスと同種のサービスの営業をしない。
3. 前2項は、本契約の終了後1年のあいだも有効とする。
4. 次の場合は、第1項を適用しない。
    1. クライアントが、当社からの働きかけによらず、自ら当社に申し出たとき。この場合、当社はパートナーにその旨を知らせる。
    2. 第11条により直接契約に切り替えたとき
    3. 注文書または再販申込書が出る前から、当社がそのクライアントと取引していたとき。この場合、当社は注文書または再販申込書を受け取ってから5営業日以内に、パートナーにその旨を知らせる。

第13条（禁止事項）

パートナーは、次のことをしてはならない。

1. 本サービスの画面・仕組み・文言・AIの評価の形式を模倣し、または同種のサービスの開発に使うこと
2. 本サービスの解析、リバースエンジニアリング、データの自動取得（スクレイピング）
3. クライアント以外の第三者に、ダッシュボードのURL・パスワードを渡すこと
4. 補助金・助成金について、虚偽の説明をすること、またはクライアントへの還元を約束するなど不正な受給につながる勧誘をすること
5. 当社や本サービスの信用を傷つける行為
6. 法令や公序良俗に反する行為

第14条（名称・ロゴの使用）

1. パートナーは、本サービスの紹介・販売のために必要な範囲で、「事業ドック」の名称と当社のロゴを使える。使い方は当社の指示に従う。
2. 再販型では、パートナーは、当社と合意した方法により、パートナー自身の名称・ロゴで本サービスを提供できる（いわゆるホワイトラベル）。この場合も、クライアントのデータを扱う事業者として、利用規約・プライバシーポリシーと画面の所定の位置に、提供元として当社の名称を表示する。

3. 当社は、パートナーの同意を得て、パートナーの名称をパートナー一覧として公開できる。

第15条（知的財産）

本サービスのプログラム、画面、文言、AIの評価の形式その他本サービスに関する知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属する。本契約は、パートナーにこれらの権利を譲渡・許諾するものではない（第14条の範囲を除く）。

第16条（秘密保持）

1. 双方は、本契約に関して相手方から開示された技術上・営業上の情報と、クライアントのデータ（以下「秘密情報」という）を、相手方の書面による同意なく第三者に開示・漏えいせず、本契約の目的以外に使わない。
2. 次の情報は秘密情報に含めない。開示の時点で公知のもの、開示後に自らの責めによらず公知になったもの、開示の時点ですでに持っていたもの、正当な権限を持つ第三者から守秘義務を負わずに得たもの。
3. 本条は、本契約の終了後3年間も有効とする。

第17条（データの扱い）

1. 当社は、クライアントのデータを、利用規約と当社のプライバシーポリシーに従って扱う。
2. パートナーがクライアントのダッシュボードを見られるのは、クライアントが同意した場合に限る。
3. パートナーは、クライアントから預かった閲覧用パスワードなどを、適切に管理する。

第18条（再委託）

当社は、本サービスの提供にあたり、クラウドサーバー、データ連携サービス、AIサービスなどの外部サービスを使い、業務の一部を第三者に委託することがある。この場合、当社は委託先に、本契約と同じ程度の義務を守らせる。

第19条（保証しないこと）

1. 当社は、本サービスによってクライアントの売上・集客・検索順位などが改善することを保証しない。
2. AIの評価・改善案は参考情報であり、その正確性・完全性を保証しない。
3. 本サービスは、Google、Meta などの外部サービスに依存している。外部サービスの仕様変更・停止によって本サービスの一部が使えなくなっても、当社はその責任を負わない。当社は、代わりの方法を探

すよう努める。
4. 当社は、保守や障害対応のために、本サービスを一時的に止めることがある。

第20条（損害賠償）

1. 双方は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
2. 当社がパートナーに負う賠償の額は、故意または重大な過失による場合を除き、損害が生じた個別契約について、損害が生じた月の直前3ヶ月間に当社が支払った紹介料（再販型では当社がパートナーから受け取った卸価格）の合計を上限とする。

第21条（料金の改定）

当社は、外部サービスの費用の変動などにより、直販価格・卸価格・紹介料の率を改定することがある。その場合、改定の3ヶ月前までにパートナーに通知する。

第22条（本契約の期間）

本契約の期間は、締結日から1年間とする。期間満了の3ヶ月前までにどちらからも申し出がなければ、同じ条件で1年間更新し、以後も同じとする。

第23条（個別契約の期間と解約）

1. 個別契約の最低利用期間は、利用開始月から6ヶ月とする。その後は1ヶ月ごとに自動で更新する。
2. 個別契約を解約するときは、解約する月の前月末日までに当社所定の方法で申し出る（紹介型ではクライアントが当社に、再販型ではパートナーが当社に申し出る）。
3. 最低利用期間中に解約するときは、残りの期間の料金（紹介型ではクライアントが直販価格、再販型ではパートナーが卸価格）を、解約する月にまとめて支払う。初期費用を受け取っていないためである。
4. 再販型では、パートナーは、クライアントとの契約にも同じ程度の最低利用期間と解約の条件を定めるよう努める。
5. 本契約が終了しても、その時点で続いている個別契約は、第11条による切り替えまたは解約まで、本契約の条件で続く。

第24条（解除）

1. 相手方が本契約に違反し、催告を受けてから14日以内に是正しないときは、本契約と個別契約の全部または一部を解除できる。

2. 相手方に次の事由が生じたときは、催告せずに直ちに解除できる。
    1. 支払停止・支払不能、または破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立て
    2. 差押え・仮差押え・競売の申立て
    3. 手形・小切手の不渡り
    4. 解散、事業の全部または重要な一部の譲渡
    5. 第26条に違反したとき
    6. その他、信用状態が著しく悪くなったと認められる相当の理由があるとき

第25条（契約終了後の扱い）

1. 本契約が終了したときは、パートナーは「事業ドック」の名称・ロゴの使用をやめ、当社から受け取った資料を返却または破棄する。
2. 第8条第3項、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第20条、第25条から第30条は、本契約の終了後も有効とする。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 双方は、自らとその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力にあたらないこと、また将来もあたらないことを表明し、保証する。
2. 相手方が前項に違反したときは、催告せずに本契約を解除できる。この解除によって相手方に損害が生じても、解除した側は賠償の責任を負わない。

第27条（権利義務の譲渡の禁止）

双方は、相手方の書面による同意なく、本契約上の地位や権利義務を第三者に譲渡し、または担保に入れてはならない。

第28条（通知）

本契約に関する通知は、書面または電子メールで、下記の通知先に送る。

- 当社の通知先：〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-4-10 株式会社ファンネルワークス（電子メール：sales@funnel-works.co.jp）
- パートナーの通知先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第29条（準拠法・管轄）

本契約は日本法に従って解釈する。本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第30条（協議）

本契約に定めのないこと、または本契約の解釈に疑義が生じたことは、双方で誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため、電子契約で締結し、双方がその電磁的記録を保管する。

締結日：　　年　　月　　日

当社
東京都北区昭和町2丁目15番8号 三浦ビル301
株式会社ファンネルワークス
代表取締役 寺田 幸雄

パートナー
（所在地）
（名称）
（代表者）